

東京都総合防除計画

概要版

第1. 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項

- 趣旨：温暖化等の気候変動を背景として、有害動植物のまん延リスクが高まっている。有害動植物が発生しにくい生産条件を整備し、有害動植物の発生予防に重点を置き、気象や農作物生育状況等を踏まえて有害動植物発生を予測し、その発生状況に応じて必要な防除措置を講じる「総合防除」を有害動植物の防除の基本として考えていく必要がある。
- 基本方針：植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第22条の2において、農林水産大臣は、「指定有害動植物の総合防除を進進するための基本的な指針（以下「総合防除基本指針」という。）」を定め、法第22条の3において、都道府県知事は、総合防除基本指針に即して、かつ、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する計画（以下「総合防除計画」という。）を定めるものとされている。

第2. 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容

- 総合防除の実施：指定有害動植物の総合防除は、（1）予防、（2）判断、（3）防除の各段階において、適時に適切な方法で実施する。
- 病害虫発生予察情報の活用：東京都病害虫防除所が発出する予察情報を活用することが重要である。
- 総合防除の内容：134種を記載した。

第3. 法24条第1項に規定する異常発生防除の内容及び実施体制に関する事項

- 異常発生時防除の実施：法第24条第1項に基づき、農林水産大臣が都知事に対し、総合防除基本指針及び総合防除計画に即して、当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うよう指示したときは、都知事は、異常発生時防除を行う必要な事項を定め、速やかに告示するものとする。
- 異常発生時防除の内容：（別紙2）のとおり、異常発生時防除の内容を分類した。
- 異常発生時防除の実施体制：都関係機関、区市町村、関係団体（農業協同組合等）及び農業者は、以下に示す役割のもと連携を図るものとする。
 - 都：食料安全課は、国や近隣県に対して、当該指定有害動植物の発生状況等の情報収集を行うとともに、関係機関と異常発生時防除の実施に関する先順位等についての協議を行い、関係機関へ通知する。通知を受けた関係機関は、区市町村や関係団体（農業協同組合等）と連携して現地での対策を円滑に実施する。
 - 区市町村：農業者に対し、当該指定有害動植物の発生状況等についての周知を行う。
 - 関係団体（農業協同組合等）：都と連携し、農業者に対し、当該指定有害動植物防除方法についての周知や指導等を行う。
 - 農業者：関係機関より異常発生時防除の指導を受けた場合、指導内容に基づいた防除の実施に努める。

第4. 指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに区市町村及び農業者の組織する団体その他の農業に関する団体との連携に関する事項

- 実施体制：都、区市町村、関係団体（農業協同組合等）及び農業者は、以下に示す役割のもと連携を図る。
- 都、区市町村、関係団体（農業協同組合等）及び農業者の役割：
 - 都：発生予察に基づき発出された予察情報等を速やかにホームページ等で周知を行う。区市町村、関係団体と連携し、農業者への適切な防除指導を行う。国や近隣県、研究機関等から指定有害動植物の防除に係る最新の知見等の情報収集に努める。
 - 区市町村：農業者に対し、発生予察等の情報提供を必要に応じて行う。
 - 関係団体（農業協同組合等）：都と連携し効果的な病害虫防除の推進に係る事業に協力するとともに、必要に応じ農業者への助言・指導を行う。
 - 農業者：都や関係団体（農業協同組合等）による防除指導を活用し、総合防除の実施に努める。

第5. その他必要関係法令等

- 植物防疫法、総合防除基本指針、農薬取締法

